

調達要求番号：6NNK1CK0021

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
神町駐屯地ほか 消防用設備等保守点検役務	49	
	作 成	令和 8 年 5 月 2 8 日
	変 更	
	作成部隊等名	神町駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊神町駐屯地において実施する「神町駐屯地ほか消防用設備等保守点検役務」について適用する。

2 役務概要

2.1 役務場所

陸上自衛隊神町駐屯地 山形県東根市神町南 3 丁目 1 - 1

陸上自衛隊神町飛行場 山形県東根市大字若木七窪

別図のとおり

2.2 役務対象

神町駐屯地 476 号建物泡消火設備（水成膜泡）・屋内消火栓設備

神町飛行場 13 号建物泡消火設備（たん白泡）

設備の詳細は別表第 1 による。

2.3 役務内容

本役務は、神町駐屯地 476 号建物に設置されている泡消火設備（水成膜泡）屋内消火栓設備及び神町飛行場 13 号建物に設置されている移動式泡消火設備（たん白泡）の消防設備点検（総合点検及び機器点検）を実施し、点検報告書の作成並びに点検の際に発生する産業廃棄物の収集・運搬及び処分を実施するものである。

2.4 役務実施時期

1 回目 令和 8 年 9 月末まで（総合点検及び機器点検）

2 回目 令和 8 年 2 月末まで（機器点検のみ）

詳細な日程については監督官と協議し、実施すること。

3 一般事項

- a) 作業は契約後、可能な限り早期に実施するものとし、詳細工程は事前に監督官と協議した上決定する。
- b) 本役務に使用する資機材及び消耗品は全て請負側において準備する。
- c) 駐屯地内外の施設を破損または汚損させないように十分注意する。また破損、汚損が生じた場合は速やかに官側へ報告し、請負者の負担において原状へ復旧すること。
- d) 駐屯地内では監督官の指示に従い、指示があった場所以外への立入は禁止とする。
- e) 本役務内で使用する電気及び水はすべて請負側で用意するものとし、官側の電気及び水を使用する場合は、事前に官側へ水道・電気使用申請書を提出し、承認を受け契約担当官と契約のうえ使用するものとする。なお、仮設メーター設置等については、請負側の負担とする。

4 特記事項

- a) 防火対象建物の区分は以下のとおりとする。
 - (1) 476 号建物
 - ア 名称：陸上自衛隊神町駐屯地 車両整備工場
 - イ 用途：(12)項 イ 整備工場
 - ウ 構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2階建
 - エ 面積：建 2,289.09 m²、延 2,854.93 m²
 - (2) 13 号建物
 - ア 名称：陸上自衛隊神町飛行場 格納庫
 - イ 用途：(13)項 ロ 格納庫
 - ウ 構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2階建
 - エ 面積：建 1,714.72 m²、延 1,809.38 m²
- b) 消防用設備点検は、関係法令及び消防庁関係通知等に定められている法定点検に関する記載を遵守し実施するものとする。
- c) 消防設備点検は、各設備ごと点検を行うことが出来る消防設備士及び消防設備点検資格者の資格を有し、十分な経験と技術を有するものが行うこと
- d) 点検結果報告書については、消防用設備等の点検基準及び点検結果報告書について定める消防庁告示を遵守し適切に実施するものとする。
 - 提出時期：総合点検 点検日以降 1 か月以内
 - 機器点検 点検日以降 1 か月以内
 - 泡消火薬剤サンプリング検査結果 検査結果判明後速やかに
- e) 総合試験の際は、476 号建物の泡消火設備は一斉開放の作動テスト（官側の指定する

箇所 4 台) 及び泡消火薬剤のサンプリングによる試験を、476 号建物の屋内消火栓設備 3 台については放水試験を実施すること。また、13 号建物の移動式泡消火設備については、発砲試験及びたんぱく泡消火薬剤 (160L) の入替作業を実施するものとする。

- f) 発砲試験等の際に発生する産業廃棄物は関係法令に基づき、適切に場外処分するものとする。なお、産業廃棄物収集・運搬及び処分においては、事前に官側を排出事業者とする「産業廃棄物収集・運搬委託契約」並びに「産業廃棄物処分委託契約」を締結の上、実施するものとする。
- g) 消防設備点検には、絶縁抵抗測定等の配線の総合点検を含むものとする。
- h) 476 号建物において、消防用設備が高所に設置しているものがあるため、請負側において、高所作業車等を準備して点検を実施すること。

5 報告書類

報告書類の内容は次による。

- a) 作業状況写真 (作業の前、中、後及び監督官の指示事項に基づき撮影)
- b) 別表第 2 「提出書類一覧表」及びその他、官側が提出を求める書類

6 その他

役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ報告し、協議すること。また、本仕様書に指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。